

事 務 連 絡
令和2年9月17日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

試験免除者（ベトナム）の求人募集について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「教育訓練・試験合格者（ベトナム）の求人募集について」（9月1日付）で、一般社団法人建設技能人材機構（以下「JAC」と言う。）からの求人募集のご案内をさせていただいたところですが、今般、技能実習2号を良好に修了した者又は技能検定3級を取得した者を対象とした試験免除者から、改めて我が国で1号特定技能外国人として働く意思がある人材の求人募集を開始することとなった旨、JACより周知依頼がありました。

今回は試験区分「型枠施工、左官、コンクリート圧送、建設機械施工、屋根ふき、鉄筋施工、内装仕上げ、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷」の試験免除者を対象として、求人募集を行うとのことです。

つきましては、貴会傘下企業に周知の上、ご希望がありましたら、「1号特定技能外国人 求人申込票」に記載していただき、申込票を直接、当該企業からJACまでお送りいただきますようお願いいたします。

以上

（担当：労働部 吉田）

令和2年9月14日

一般社団法人 全国建設業協会 会員各位

一般社団法人建設技能人材機構

試験免除者（ベトナム）の求人募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

JACは、ベトナム国の認定送出機関と労働者提供契約を締結し、技能実習2号を良好に修了した者又は技能検定3級を取得した者を対象とした試験免除者から改めて我が国で1号特定技能外国人として働く意思がある人を建設企業の皆様にご紹介しますので、求人募集を行います。

この求人は、業務区分「型枠施工、左官、コンクリート圧送、建設機械施工、屋根ふき、鉄筋施工、内装仕上げ、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷」の試験免除者を対象として、求人募集を下記のとおり行います。

別紙「1号特定技能外国人 求人申込票」に記載していただき、直接下記事業部宛てメールにて送付して下さい。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 求人募集 | 令和2年9月14日より募集開始（月締め募集） |
| 2. 業務区分 | 型枠施工、左官、コンクリート圧送、建設機械施工、屋根ふき、鉄筋施工、内装仕上げ、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷
（試験免除者の対象外：土工、鉄筋継手、電気通信、トンネル推進、吹付ウレタン断熱、海洋土木工） |
| 3. 添付書類 | ①求人申込票及び別紙2、②求人募集から入国までの流れについて、
③ベトナムが定めたガイドラインに基づく費用分担の仕組みと初期費用について、④求人申込みの注意事項について |
| 4. ご紹介予定 | 令和2年12月頃からご紹介開始予定 |

<問合せ連絡先>

一般社団法人建設技能人材機構 事業部 E-mail:syokai@jac-skill.or.jp

担当 竹内、有塚、金丸、稲場

〒105-8444 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル9階

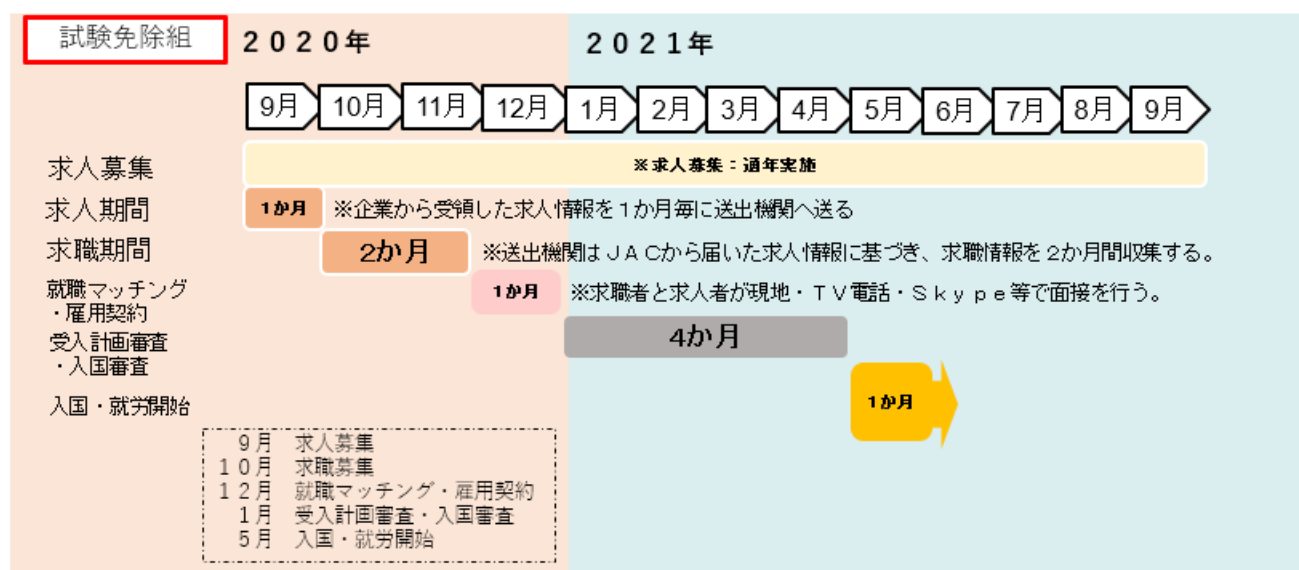
TEL03-6453-0220 FAX03-6453-0221

求人募集から入国までの流れについて（試験免除者）

1. 求人募集 ・ JAC から各正会員団体及び賛助会員を通じて求人募集（案内）を一斉メール送信します。
2. メール転送 ・（一社）全国建設業協会様から傘下会員企業へ求人募集のメールを転送して下さい。
3. 求人応募 ・ 受入企業様から JAC syokai@jac-skill.or.jp へメールを送付して下さい。
4. 求職者応募 ・ JAC より送出機関を通じてベトナムの求職者を募集します。
5. 就職マッチング ・ ベトナム人材の応募者と求人企業の就職マッチング、雇用契約を締結
6. 入国手続き ・ 計画認定申請、在留資格認定証明書交付申請、認定証明書交付、査証発給
7. 入国 ・ 在留資格特定技能 1 号にて活動開始

【試験免除者の職業紹介】2020 年度～2021 年度 予定スケジュール（案）

対象業務区分：型枠施工、左官、コンクリート圧送、建設機械施工、屋根ふき、鉄筋施工、内装仕上げ、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷



※試験免除者は、技能実習2号を良好に修了した者が対象になります。

特定技能受入ルート	JAC	JACと労働者提供契約を締結する送出機関		
	受入負担金 (1人当たりの月額)	日本語教育費	派遣費用 (給料1ヶ月分)	来日渡航費 (参考)
試験免除者 (技能実習2号経験者・海外から来日)	12,500円	—	給料1ヶ月分 (※211,000円)	概算60,000円

※給料1ヶ月分の※211,000円
(2019年受入計画提出時の平均金額)

ベトナムが定めたガイドラインに基づく費用分担の仕組みと初期費用について 2020/08/13時点

ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合

当初、日本語教育費は外国人本人負担と想定していたが、ベトナム政府が定めた「日本への特定技能労働者提供契約と労働者派遣契約について」（以下、ガイドライン）に『**日本側の求める技能及び日本語能力を満たすための日本語教育費と技能訓練費の全額は日本側が負担する。**』と記載があり、教育訓練費を日本側負担（JAC+受入企業）とし、JACと送出機関で調整を行った。

■ 送出機関に支払う費用分担の仕組み（ガイドラインより）

外国人	JAC	受入企業
<サービス手数料> （給料3ヶ月分を上限）		<サービス手数料負担> （サービス手数料のうち給料1ヶ月分を下限として負担）
		<航空費（往路）> ※復路は雇用主と労働者が交渉
	<教育訓練費> ※ガイドラインより労働者本人からの徴収不可 ・技能訓練費	・日本語教育費

< サービス手数料 >

サービス手数料は、外国人本人が給料3ヶ月分を上限に支払うが、受入企業はその一部を負担する責任があり、その負担額（派遣費用）は給料1ヶ月分を下回ってはならないとされている。

例）1年契約の場合：受入企業が給料1ヶ月分を負担

3年契約の場合：外国人本人が給料2ヶ月分、受入企業が給料1ヶ月分を負担

< 航空費（往路） >

外国人の訪日航空費は受入企業が負担する。（帰国の航空券負担は、雇用主と労働者本人の交渉によることとされている。）

< 教育訓練費 >（技能訓練費と日本語教育費）

教育訓練費のうち、技能訓練費は受入企業からの受入負担金を元にJACが負担し、日本語教育費は受入企業が負担する。

■ 受入企業が送出機関に支払う初期費用

技能実習2号未経験者
（JACが行う教育訓練を受けた場合）

サービス手数料負担 （派遣費用）

給料1ヶ月分
（給料1ヶ月分を下限）

航空費（往路）

実費

教育訓練費 （日本語教育費）

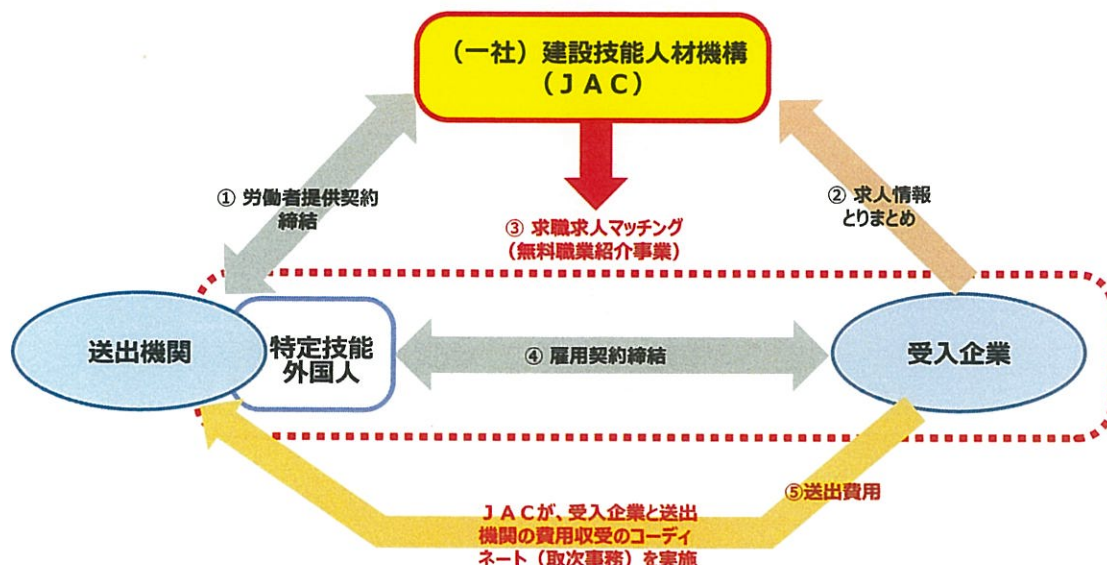
最大90,000円

※既に日本語能力がある外国人については減額される可能性がある

注1）海外から来日する海外試験免除者（技能実習2号を良好に修了した者等）については、受入企業と送出機関との交渉によって費用負担額が決まる（JACは関与しない）
 注2）技能実習2号を良好に修了した者が国内において在留資格を切り替える場合は、送出機関へ支払う費用はない

送出機関が関与する場合のJACの役割について

ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合



1号特定技能外国人 求人申込票 (試験免除者)

1. 求人企業基本情報

1.企業名	フリガナ カブシキカイシャ ニホンケンセツ	TEL	(03) 1234-5678
	株式会社 日本建設	FAX	(03) 1234-5678
	HP URL	http://www.	
2.代表者	フリガナ ダイエイウトリシマリヤク	ニッポン ケンイチ	
	役職 代表取締役	氏名 日本 建一	
3.担当者	フリガナ ロウトウアンセンブチョウ	アンゼン タロウ	
	役職 労務安全部長	氏名 安全 太郎	
	担当者E-mail	anzen-no.1@nipponn.co.jp	
4.本社所在地	フリガナ トウキョウト ミナトクトラノモン 3-5-1 トラノモン37モビル 9F		
	〒105-8444 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル9階		
5.主な事業内容	主に東京近郊のマンション型枠工事を行っております。自社の型枠工場で型枠を加工し、組立て、出来上がった型枠をマンション工事現場へ運び、工事現場で組立てることが我が社の仕事です。また、マンションの躯体工事として鉄筋工事の施工もしております。		
6.建設業許可番号	■ 一般(知事・大臣) ・ □ 特定(知事・大臣) 令和元年 第 123456号		
7.建設業ソフトウェアシステム事業者ID	事業者ID(12345678901234)		
8.常勤職員数	30人	(ここでいう「常勤職員」には、1号特定技能外国人、外国人建設就労者、技能実習生は含みません。)	
9.技能実習生以外の在留資格を有する外国人の総人数	4人	(1号特定技能外国人、外国人建設就労者の総人数)	
10.就労時間	8時00分～ 17時00分	11.休憩時間	12時00分～13時00分
12.変形労働時間	■ 有 ・ □ 無	13.年間労働日数	260日
14.年間休日日数	105日	15.就労場所	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

2. 求人者の要件

1.総求人数	4人	※注 1号特定技能外国人と外国人建設就労者の合計は、貴社の常勤職員の人数までです。			
2.業務区分	型枠施工	鉄筋施工			
3.国籍を記載	ベトナム (現在、JACはベトナム国送出機関とのみ労働者提供契約を締結しております。)				
4.求職者と面接方法等	■ 求職者と直接面接 □ オンライン面接 □ 書類選考				
5.必要な資格・免許等					

3. 処遇待遇条件等

1.月額賃金	月額賃金 220,000円以上	2. 住宅費	18,000円/月	3. 水道光熱費	5,000円/月
4.月額手当	■皆勤手当(3,000円/月)、■現場手当(5,000円/月)、□その他の手当(円/月)				
5.契約期間	5 年間				
6.提供する住宅	■□ 自社寮を提供 □ 借上宿舎を提供 □その他()		■ 一室一人 □ 一室二人 □その他()		
7.住宅の設備	■ 冷蔵庫 ■ 洗濯機 ■ WIFI □ エアコン □ 電子レンジ				
8.会社のアピールポイント	型枠工事を行っている我が社では、15年に亘りベトナムからの人材の受入実績があり、現在も4人の建設就労者が会社の寮で生活して建設現場で働いています。会社の寮は一人部屋で生活できて、部屋では自炊もできます。				

申込日 2020年 6月 1日

所属団体名 一般社団法人 全国建設業協会

企業名 株式会社 日本建設
代表者役職・氏名 代表取締役 日本建一

※)この求人申込票を取下げをされる企業の方は事業部担当までご連絡ください。

特定技能外国人の受入企業と雇用契約の基準

1) 特定技能雇用契約の適正な履行確保のための基準

① 業種横断的な共通の要件

業種横断的には、以下の要件が課されます。

○受入れ機関が外国人と雇用契約を結ぶ雇用契約が満たすべき基準（特定技能雇用契約基準）

- ・報酬額が**日本人が従事する場合の額と同等以上**であること
- ・**一時帰国**を希望した場合、**休暇を取得**させること
- ・外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了時の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること

○受入れ機関自体が満たすべき基準

- ・労働、社会保険及び租税に関する**法令を遵守**していること
- ・特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を**非自発的に離職させていない**こと
- ・**行方不明者を発生させていない**こと
- ・欠格事由（前科、暴力団関係、不正行為等）に該当しないこと
- ・労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと（建設業は対象ではない）
- ・保証金を徴収するなど**悪質な紹介業者等の介在がない**こと
- ・報酬を**預貯金口座への振込**等により支払うこと
- ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等（*）
- ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること（*）
- ・支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（*）など

上記のうち（*）を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要

② 建設分野の特性に応じて課される要件

建設業種の特性を踏まえて、建設分野においては、①の業種横断的な要件に加えて、**独自の基準**として、国土交通大臣告示第二条において、以下の3つの要件を満たす必要があることとされました。

1. 一号特定技能外国人の受入れに関する計画について、その内容が適当である旨の**国土交通大臣の認定**を受けていること
2. 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、**国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認**を受けること
3. 前号に規定するほか、**国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力**を行

うこと

2) 建設特定技能受入計画の認定

建設特定技能受入計画は、特定技能外国人を**受入れようとする企業**が作成します。試験に合格して雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合、いずれの場合であっても、**新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要**です。

具体的な認定要件は、以下のとおりです。

- 一、認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること
 - イ、**建設業法**（昭和二十四年法律第百号）第三条の**許可**を受けていること
 - ロ、**建設キャリアアップシステム**に登録していること
 - ハ、**第十条の登録を受けた法人**又は当該法人を構成する建設業団体に属し、同条第一号イ規定する行動規範を遵守すること
- 二、建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以降に、**建設業法に基づく監督処分を受けていないこと**
- ホ、職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の**国内人材確保の取組**を行っていること
- 二、一号特定技能外国人に対し、**同等の技能**を有する日本人が従事する場合と**同額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに**、その旨を特定技能雇用契約に明記していること
- 三、一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該**契約に係る重要事項**について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること
- 四、一号特定技能外国人の**受入れを開始**し、若しくは**終了**したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく**活動を継続することが困難**となったときは、**国土交通省に報告**を行うこと
- 五、一号特定技能外国人を**建設キャリアアップシステム**に登録すること
- 六、一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと
- 七、一号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が**常勤の職員**（一号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない。）の**総数を超えないこと**
- 八、一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣の**指定する講習又は研修を受講させること**

求人申込みに関する注意

1. 求職者の確保

JAC は日本の建設企業の皆様から求人申込みを受け付けたうえで、ベトナムの送出機関を通じて、試験免除者及び試験合格者からの求職者を建設企業の皆様にあっせんいたします。

職業紹介事業の性格上、必ずしも毎年試験合格者の人数が、求人者の満足できる試験合格人数とならない場合があります。また、結果として求職者を紹介できない場合があります。これを事前にご承知おきください。

同様に、試験免除者についても求人数に充足する求職者を確保できない場合があります。これらの点について求人者の方々には、事前にご承知の上で、求人申込みを行っていただきます。

2. 求職者の希望と求人者の希望

JAC は、日本の建設企業の希望並びにベトナムの求職者の希望に添って、就職の斡旋紹介をいたしますが、雇用要件等について双方が納得できないことも生じますこともご承知おきください。

3. 個人情報の取り扱い

JAC は、職業紹介事業所として外国人の個人情報を建設企業の皆様に提供いたしますが、個別の情報の取り扱いに関しては、ご紹介した個人情報を他の建設企業等へ通知提供するなど個人情報保護法に抵触する行為は厳に行わないでいただきます。

4. 無料職業紹介行為

JAC は、無料職業紹介事業所として外国人の求職者を求人企業の皆様にご紹介しますが、建設企業の皆様からの雇用契約並びに雇用条件を求職者に紹介し、雇用契約書並びに雇用条件書の締結まで確認させていただきます。